

## ……下水道使用料は、維持管理費にあてられます……

公共下水道が使用できるようになりますと、流した汚水の量に応じて使用者から下水道使用料をいただくこととなります。お支払いいただいた使用料は、ポンプ場や終末処理場の運転、汚水の浄化、下水管路の清掃や補修など下水道施設の維持管理費用の一部にあてられます。

### 下水道使用料を納めていただく人

家庭や工場などから汚水公共下水道に流す人は、すべて対象となります。

### 下水道使用水量の認定は

- 1 水道水のみを使用している場合  
上水道の使用水量をそのまま使用水量と認定します。
- 2 水道水以外の水（井戸水等）のみを使用している場合  
一般家庭で1人1ヶ月当たり6m<sup>3</sup>を使用したものと認定します。
- 3 水道水と水道水以外の水（井戸水等）を併用している場合  
水道水以外の水（井戸水等）の使用水量は、一般家庭で1人1ヶ月当たり3m<sup>3</sup>を使用したものと認定し、上水道の使用水量に加えて得られた水量を使用水量と認定します。  
\*（上記、上水道の使用水量等は千葉県企業局上水道データに基づき認定しています。）

### 下水道使用料金表（1ヶ月につき）

令和元年10月1日より

区分	汚水排除量（使用水量）	料金	税込料金	
一般汚水	基本料金	10m <sup>3</sup> まで	953円	1,048.3円
	超過料金 1m <sup>3</sup> につき	10m <sup>3</sup> を超え20m <sup>3</sup> まで	150円	165円
		20m <sup>3</sup> を超え30m <sup>3</sup> まで	195円	214.5円
		30m <sup>3</sup> を超え50m <sup>3</sup> まで	248円	272.8円
		50m <sup>3</sup> を超え100m <sup>3</sup> まで	293円	322.3円
		100m <sup>3</sup> を超え500m <sup>3</sup> まで	328円	360.8円
		500m <sup>3</sup> を超え1,000m <sup>3</sup> まで	364円	400.4円
		1,000m <sup>3</sup> を超え2,000m <sup>3</sup> まで	402円	442.2円
	2,000m <sup>3</sup> を超える分	442円	486.2円	
浴場汚水	1m <sup>3</sup> につき	40円	44円	

❖ 下水道使用料は、水道検針の翌月に2ヶ月分を請求させていただいております。

## 【下水道使用料金の計算例】

2ヶ月分の使用水量を2分の1にして1ヶ月分毎に使用料を計算します。

2ヶ月で使用水量43 m<sup>3</sup>を使用した場合、1ヶ月分を22 m<sup>3</sup>と21 m<sup>3</sup>に分けます。

1ヶ月分 22 m <sup>3</sup>	基本料金10m <sup>3</sup> まで	1,048.3円
	10m <sup>3</sup> を超え20m <sup>3</sup> まで	10m <sup>3</sup> ×165円＝1,650円
	20m <sup>3</sup> を超え22m <sup>3</sup> まで	2m <sup>3</sup> ×214.5円＝429円
	算定額	3,127.3円
	① 1ヶ月分の使用料	3,127円
1ヶ月分 21 m <sup>3</sup>	基本料金10m <sup>3</sup> まで	1,048.3円
	10m <sup>3</sup> を超え20m <sup>3</sup> まで	10m <sup>3</sup> ×165円＝1,650円
	20m <sup>3</sup> を超え21m <sup>3</sup> まで	1m <sup>3</sup> ×214.5円＝214.5円
	算定額	2,912.8円
	② 1ヶ月分の使用料	2912円
請求額	2ヶ月分の使用料金	①3,127円＋②2,912円＝6,039円

1ヶ月毎の計算につき、合計額1円未満の端数は切り捨てます。

### 下水道使用料金は累進制

下水道の使用料は上水道の使用水量に比例します。使用水量が多ければ多いほど、料金（1 m<sup>3</sup>当り単価）が高くなります。大切な資源を節約し、省エネルギーを図ることが皆様の負担を軽くします。

### 下水道使用料金のお支払いは

原則として2ヶ月ごとに計算し、お支払いいただきます。

### 下水道使用料の賦課・徴収事務は千葉県企業局に委託しています

市では、下水道使用料の賦課・徴収を千葉県企業局に委託しています。そのため、皆様に発送する納付書につきましても、千葉県企業局から発行されることとなります。

■ [上下水道の開始・中止・名義変更等の届出・料金等のお問い合わせ](#)

[県水お客様センター](#)

[電話番号:0570-001245 \(ナビダイヤル\) 043-310-0321 \(PHS や IP 電話をご利用の方\)](#)

### 平成30年2月請求分（平成30年1月検針分）から上下水道料金が一括請求となりました。

これまで、「水道料金」は千葉県企業局が、「下水道使用料」は鎌ヶ谷市が、別々に請求していましたが、平成30年2月請求分（平成30年1月検針分）から、お客様の利便性の向上及び事務の効率化を図るため、水道料金と下水道使用料の一括請求を実施しております。

請求は、千葉県企業局が行います。対象は、鎌ヶ谷市の公共下水道を使用している方です。水道と井戸を併用している方、井戸のみを利用している方も対象になります。

問合せ 鎌ヶ谷市下水道課  
電話047-445-1483